

特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5355422号

(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

ビデオの索引付けとビデオシノプシスのための、
方法およびシステム

特許権者
(PATENTEE)

イスラエル国、91390 イェルサレム、ピ
ー、オー、ビー、39135、ジヴァ ラム、
エドモンド サフラ キャンパス、ハイ テッ
ク パーク
国籍 イスラエル国
イツサム・リサーチ・デヴェロップメ
ント・カンパニー・オヴ・ザ・ヘブル
ー・ユニヴァーシティ・オヴ・イェル
サレム

発明者
(INVENTOR)

ペレグ、シュムエル
プリチ、ヤエル
ラヴーアッハ、アレクサンダー

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2009-547808

その他別紙記載

出願日
(FILING DATE)

平成19年12月 9日(December 9, 2007)

登録日
(REGISTRATION DATE)

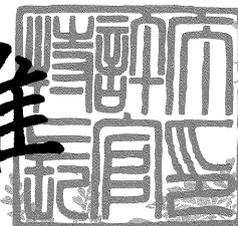
平成25年 9月 6日(September 6, 2013)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成25年 9月 6日(September 6, 2013)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

羽藤秀雄



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第5355422号 (PATENT NUMBER)

特願2009-547808 (APPLICATION NUMBER)

発明者
(INVENTOR)

グドマン、アヴィタル

[以下余白]

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成28年 9月 6日
第5年分	平成29年 9月 6日
第6年分	平成30年 9月 6日
第7年分	平成31年 9月 6日
第8年分	平成32年 9月 6日
第9年分	平成33年 9月 6日
第10年分	平成34年 9月 6日
第11年分	平成35年 9月 6日
第12年分	平成36年 9月 6日
第13年分	平成37年 9月 6日
第14年分	平成38年 9月 6日
第15年分	平成39年 9月 6日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 出願支援課登録室
 電話 03(3581)1101 (代表)
 特許担当 内線 2708

特許料の納付について

- 特許権を維持するには、存続期間の満了(特許出願の日から20年)までの各年について所定の特許料の納付が必要でです。
- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日(出願公告を経て特許になった場合は、公告日)の翌日を起算日として、納付済年分の満了日(以下「納付期限日」という)までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができま
- す。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要でです。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

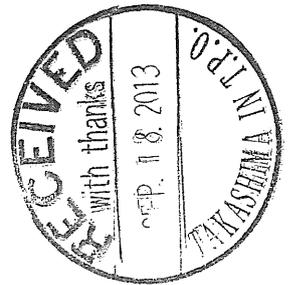
特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

特許証送付先

住所
 〒541-0044
 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
 明治安田生命大阪御堂筋ビル 高島国際特許
 事務所
 氏名
 高島 一 様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5355422号
 登録日 平成25年 9月 6日
 出願番号 特願2009-547808
 出願日 平成19年12月 9日
 請求項の数 43
 納付年分 第3年分まで
 受領金額 32,700円
 受領日 平成25年 8月27日



A-9256
 2